官　告

官　庁　事　項

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第６項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「「地方再生戦略」に基づき、」を削り、「都市再生、」の次に「国家戦略特区、総合特区、」を、「地域再生」の次に「、環境モデル都市・環境未来都市」を加え、「各省庁における」を「各府省庁における」に改める。

第１章の１．中「中心市街地の多く」の次に「の実態」を加え、「図ることが重要である。」の次に次のように加える。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

第２章の１．中「中心市街地の活性化に資する」を「中心市街地の活性化に関する」に改め、「都市再生、」の次に「国家戦略特区、総合特区、」を、「地域再生、」の次に「環境モデル都市・環境未来都市、」を加える。

第２章の３．中「第９条第７項」を「第９条第10項」に、「第11章」を「第12章」に、②のａ）を次のように改める。

ａ）中心市街地の活性化を実現するために必要な第４章から第８章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第４章から第８章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

第２章の３．の②のｂ）中「なお、第４章から第８章までの事項については、すべて基本計画に記載されていることが必要である。ただし、地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から、新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の理由の記載をもって、事業等の記載がされているものとみなす。」を削る。

第２章の４．の⑴中「第９条第５項」を「第９条第６項」に改め、「聴かなければならない。」の次に次のように加える。

基本計画の認定申請に当たって、市町村は、法第９条第９項に基づき、中心市街地の活性化に係る事業（市町村が基本計画に記載しようとする、法第９条第２項第２号から第６号までの事業）及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。なお、解釈について確認を求める規定が複数ある場合や、解釈について確認を求める規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、内閣官房地域活性化統合事務局を通じて確認を求めることもできる。

その際、市町村は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「中心市街地の活性化に係る事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

第２章の４．の⑵中「居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての」を「地域の実情に即した指標の」に改め、「設定するものとする。」の次に次のように加える。

加えて、目標の達成状況を、より的確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

第２章の４．の⑶中「第９条第９項」を「第９条第12項」に改め、「同条第２項第２号から第８号に掲げる事項として基本計画に記載された支援措置のうち、」を削り、「この限りではない。」の次に次のように加える。

また、５．⑶に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行う。

第２章の４．の⑷中「第９条第７項」を「第９条第10項」に、「第９条第８項」を「第９条第11項」に改める。

第２章の５．の⑵の②中「中心市街地活性化」を「中心市街地の活性化」に改める。

第２章の６．の⑴中「認定基本計画の進捗状況の把握」を「認定基本計画の進捗状況の把握等」に改める。

第２章の６．の⑴中「①市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて中心市街地の活性化が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、市町村は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するものとする。なお、その結果、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行わなければならない。」を次のように改め、

①　中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、不断に事業効果の検証、改善、実施といったＰＤＣＡサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとするとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

②を⑤とし、①の次に次のように加え、

②　定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③　最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④　認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤を次のように改める。

⑤　内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。